

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十年四月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
すずらん荘	世羅郡世羅町大字青近七〇八番地五	平成二〇年四月一日
赤屋会館	世羅郡世羅町大字赤屋六七二番地一	平成二〇年四月一日